

## ごあいさつ

私達は、『大切な遺骨を遠く離れた墓地に葬るのではなく、家族の傍で“心のこもった温かい供養”をすることが、絆を大切にし、故人を偲ぶ最善の方法』と考えています。この『自宅供養』という考え方が、お墓や散骨と同様、遺骨を吊う葬法の選択肢として多くの方々に普及し、新しい葬送・供養文化として定着していくことを願っています。

科学や医学が進歩した現代では、生命の誕生や死のメカニズムも明らかになり「死」への恐れや不吉なものとして解釈する迷信は過去のものになろうとしています。しかし、なぜか宗教色の濃いお葬式や供養が多く執り行われているのが現実です。特に、火葬後の焼骨を墓地や霊園に納骨・収蔵することは、葬儀の常識として慣例化され、「そうしなければいけない」という誤った概念が定着しています。  
**(遺骨をお墓に入れなければならないという法律や義務は一切ありません)**  
“慣例に従う”という保守的な日本の供養文化は、根拠のない言い伝えを生み、私達のささやかな望みさえも閉ざしてきた、と言えるのではないのでしょうか。

「パターン化して形式だけの従来の葬法に不満・・・」	「葬儀は自分らしいスタイルで行いたい・・・」
「お墓や戒名など無宗教の自分には不要・・・」	「何の縁もない遠いお墓には入りたくない・・・」
「お墓は維持が大変、継承者もいない・・・」	「残る家族（遺族）に負担をかけたくない・・・」
「墓が遠く、高齢になったらお参りに行けない・・・」	「お墓に代わるメモリアルがほしい・・・」
「自分の生きた証を後生に残したい・・・」	「いつも愛する人（家族）のそばにいたい・・・」
「大切な遺骨の保管を人まかせにしたくない・・・」	「身近に置き、心のこもった供養がしたい・・・」
「散骨してもらいたいが、希望の場所がない・・・」	「散骨は何も残らないので何か残したい・・・」

これらは、既存の葬法に対するお悩みや不満であり、故人や遺族が本来望んでいる気持ちの一例です。

**「死は永遠の別れではなく、新しい関係の始まり」と考えてはどうでしょうか。**

「死」はとても辛く悲しい現実ですが、この世に生を受けた者の宿命です。  
“故人がこの世に残した唯一の形見” “故人そのもの” ともいえる「ご遺骨」を、お墓や散骨という方法で葬り遠ざけてしまうのではなく、家族や遺族の傍で生前と同じように身近に感じながら供養するスタイルがあっても良いと考えます。

しかし“死後はお墓へ”という慣例と“お骨を自宅に置くのは良くない”という根拠の無い言い伝えから、自宅保管に抵抗を感じる方も少なくないと思います。  
**(ちなみに、遺骨の自宅保管は公に認められている行為で、違法ではありません)**

遺骨を違和感無く、身近に感じる姿に生まれかわらせることが出来れば・・・、自宅供養（保管）を選択する人はもっと多くなり、一般的な葬法として普及するはず・・・。そして、そのような形を望んでいた多くの方々の願いを叶えることが出来る・・・。  
『遺骨でお作りするメモリアル』は、そのような考え方から誕生したのです。

年間100万人以上の方が亡くなるわが国は、将来の深刻な墓地問題を抱えています。お墓自体のあり方も含め、時代は未来を見据えた大きな変革を求められています。私たちが提唱する自宅供養が一般的な葬法として広く普及し定着する事は、墓への依存を抑制し将来の墓地不足を緩和する、という社会的意義があるとも考えています。未来へ向け、私達が納得し安心して継続できる供養のかたちとして誕生した新しい葬法を一人でも多くの方々にご利用いただけることを、私たちは心より願っております。

## <ご利用をいただいた皆様の声>

当初、お墓にとも思ったのですが、雨や風の中で大好きな家族とも離れて一人ぼっちでいるのかと思うとかわいそうで、いつも皆と一緒にいられるよう今の形を選択しました。母も喜んでいてと思います。また、小型で軽いという事も大変気に入っています。（神奈川県 I様）

毎晩、就寝前に主人のお骨と触れ合えることで、どんなに慰められたか分かりません。先祖のお墓ではなく、私のそばに置き、心触れ合うひと時を共に過ごさせていただいております。（北海道 M様）

いつも私のそばにおりますので、寂しくありません。故人と常に一緒にいれる安心感、いつでも語りかける事が出来る満足感。メモリアルにさせていただいたからこそ出来る二人旅、寂しがり屋だった故人も満足していると思います。（神奈川県 B様）

新しい形に大変身して戻ってきた時の感激は、今でもはっきり覚えています。飾りとしても違和感が無く、今では膝に乗せてなでたり話したりしています。（千葉県 N様）

そばに置いておけるメモリアルに出会い、私達家族は本当に心より喜んでおります。色も形もきれいでスッキリしていて、主人も喜んで私達のそばで見守っていてくださっていると思います。（東京都 F様）

エターナルプレートを我が家で一番にぎやかなリビングに飾っています。寂しさを少しでも和らげてあげようという、ひとつの親孝行の気持ちかもしれません。（大阪府 I様）

いつも目の届くところに懐かしい人の遺骨がある、という形にしています。お墓参りは遠くて叶いませんが、ここにこうして有る、というのは心やすまるものがあります。年を重ねるほどに救いになると思います。（東京都 A様）

（この他にも、多くのご感想をお寄せ頂いております）

## <法律との関係について>

焼骨の自宅保管について、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、墓埋法）の第2章第4条に「埋葬または焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」という条文がありますが、これは焼骨を埋蔵する場合を規定するものであり

**『自己所有下の焼骨を自宅等に保管することは、本条に違反するものではない』**  
という説明が、示されています。

遺体の火葬までは法律（墓埋法）で規定されていますが、火葬後の焼骨の扱いは、故人の希望（遺言）やご遺族の意思で自由に決めることが出来るのです。

「お墓に入れなくてはならない！」という法律や義務は一切ありません。遺族の意思でメモリアルを作り自宅供養（保管）することは、死者を弔う目的の祭祀（さいし）の行為にあたりますので、法的にもまったく問題はありません。

また、法務省は散骨と刑法190条の遺骨遺棄罪との関係について

**『葬送の為の祭祀で節度を持って行われる限り問題はない。死者を弔う目的で、相当の方法で行われるのであれば刑法の死体損壊罪の遺骨遺棄には当たらない』**  
との見解を示し、散骨を容認しています。